

旧若葉小学校の使用について（概要版）

1 使用条件等

(1) 使用できる団体

周辺の自治会・PTA等・スポーツ団体（他校が使えない場合）・立川市社会教育関係団体・
その他市が認めた団体（要相談）

※営利目的の使用、個人の使用はできません。

(2) 使用可能日・時間帯

平日	13:30～20:00	準備・後片付けの時間も含まれます
土日祝日	9:00～20:00	

(3) 使用申請

立川市 総合政策部 行政経営課（立川市役所内）へ、空き状況を電話等でご確認のうえ、使用申請書を提出してください。概ね1週間以内に許可通知書を発行いたします。当日、この許可通知書を持参してください。

(4) 使用料（日額）

教室（一室）	1,000～2,100円程度（面積により異なります）
体育館	約9,000円
校庭	～約120,000円（面積により異なります）

(5) 使用料の減免

上記の使用料が減免できる場合もあります（社会教育関係団体・自治会など）。申請時にご相談ください。

2 注意事項

(1) 建物、各設備は老朽化しています

廃校となった建物のため、かなり老朽化が進んでいます。よって、設備が十分でなかったり、トイレ等が使えない箇所がありますが、ご承知の上、使用してください。

(2) 今後、使用できなくなる可能性もあります

旧若葉小学校は、市が策定した「若葉町まちづくり方針」に基づき次の活用までの間の暫定運用をしています。よって、当事業の進捗により、今後、使用できなくなる可能性があります。

※詳しくは、立川市 行政経営課にお尋ねください。

立川市 総合政策部 行政経営課 042-523-2111（内線2702）